

保護者の方へ

登園の見合わせと「登園届」提出のお願い

保育園では、感染症の広がりからお子さんを守るため「学校保健安全法による出席停止」を準用しています。下記の疾患にかかった場合、それぞれ特定の期間は、登園を見合わせていただき、家庭内での保育をお願いいたします。

また、これらの疾患が疑われる場合は、医師の診断を受けてください。登園される場合は、医師の許可を受けただうで、「登園届」の提出をお願いします。「登園届」は伝染病の流行状況だけでなく、一人ひとりの園児の健康状態を知るうえでも必要ですので、宜しくご協力をお願いいたします。

第1種:コレラやペストなど入院治療が必要な重い病気です。

第2種

病名	学校における出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、耳下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退したのち2日を経過するまで。
結核	伝染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

第3種その他

病名	学校における出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれなくなるまで。無症状排菌者登園可。
流行性角結膜炎	伝染のおそれなくなるまで。
急性出血性結膜炎	伝染のおそれなくなるまで。
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス)	医師が登園しても差し支えないと認めるまで。
RSウイルス感染症	医師が登園しても差し支えないと認めるまで。
その他	医師が登園しても差し支えないと認めるまで。

※その他の疾患例:溶連菌感染症・ウイルス肝炎・伝染性紅斑(りんご病)・手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・ヘルペス性歯肉口内炎など。なお、アタマジラミ・伝染性膿痂疹(とびひ)などは原則的には登園見合わせの必要はないと考えられますが、集団の年齢構成や疾患の重症度などで、登園を見合わせていただく場合もあります。

切り取り

社会福祉法人 悠晴
両国・なかよし保育園 殿

平成 年 月 日
(登園を開始する日)

登園届

今回の登園停止について、医師の許可が出ましたので、本日から登園いたします。

組 園児氏名

病名

診察を受けた医療機関及び医師名

登園停止期間:平成 年 月 日~平成 月 日

保護者氏名

印